琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件　啓発・広報(Ⅲ)

メタデータ	言語:
	出版者:
	公開日: 2019-02-01
	キーワード (Ja): 佐藤総理訪米, 啓発、広報活動
	キーワード (En):
	作成者: -
	メールアドレス:
	所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43484

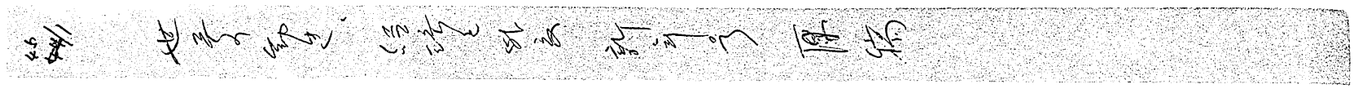

まえがき

昨年十一月、佐藤総理は三度目の米国訪問を行ない、十九日から二十一日までワシントンにおいてニクソン大統領と会談した。その結果、沖縄祭氏を含む日本、ホワイトハウスにおいて、沖縄の祖国復帰が、一九七二年中に実現することとなった。

沖縄の祖国復帰は、サンフランシスコ講和条約第三条の規定により、日本国の一部として、日本国民の一致した強い望みであり、日米両国間の緊密な協議を通じ、日米両国間の早期実現に努力してきた。

沖縄の祖国復帰が実現しない限り、日本にとって戦後は終らないという佐藤総理の言葉は、沖縄返還に対する日本国民全国の悲願を如実に示したものであった。今回の佐藤総理とニクソン大統領との会談によってもたらされた成果は、まさに、この全国民的努力の結果である。

ここに十一月二十一日の共同声明を中心に、この歴史的交渉を振り返り、その意義を探ってみることとしたい。

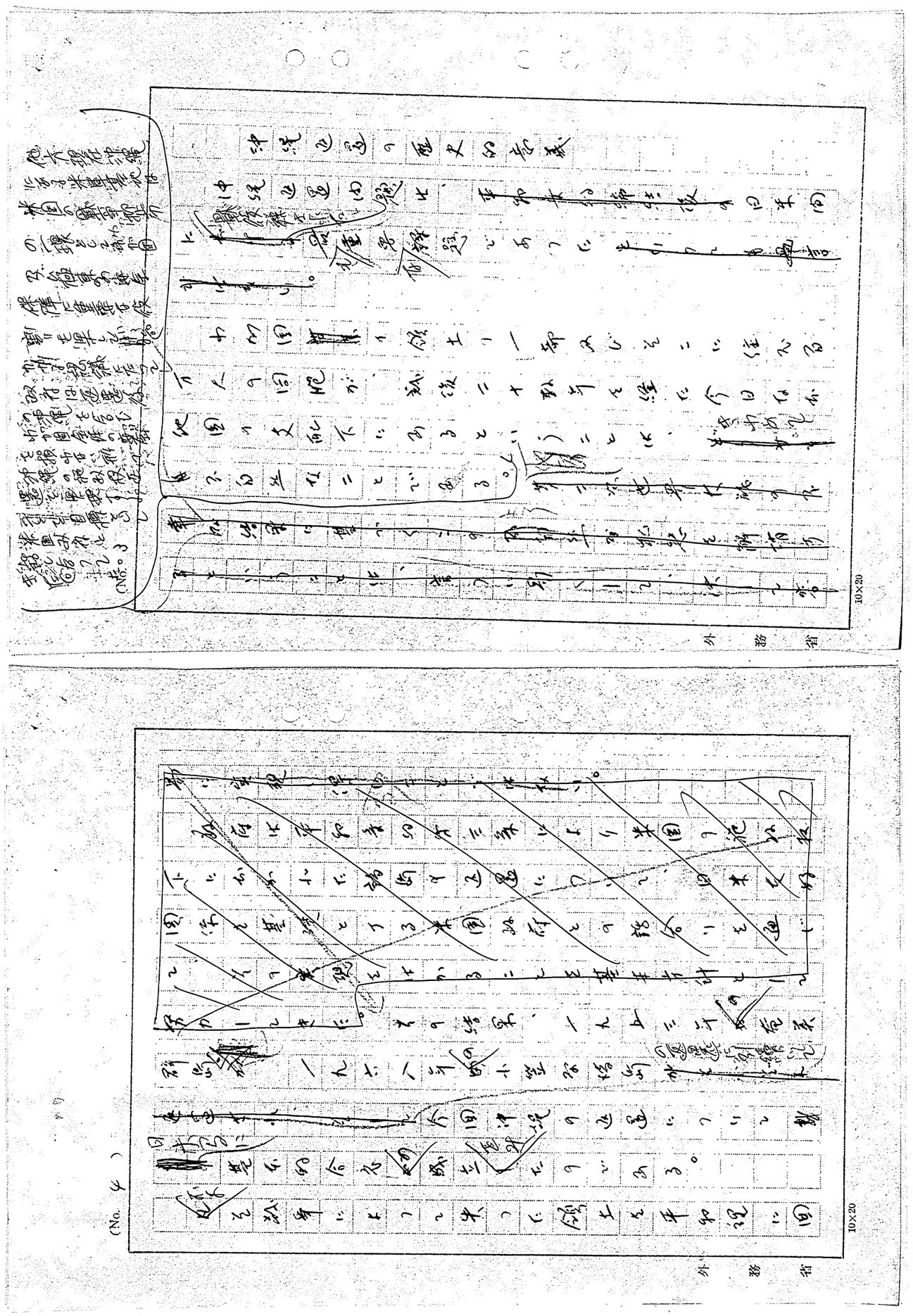

(No. 3)

(No. 4)

10×20

外務省

(No. 5)

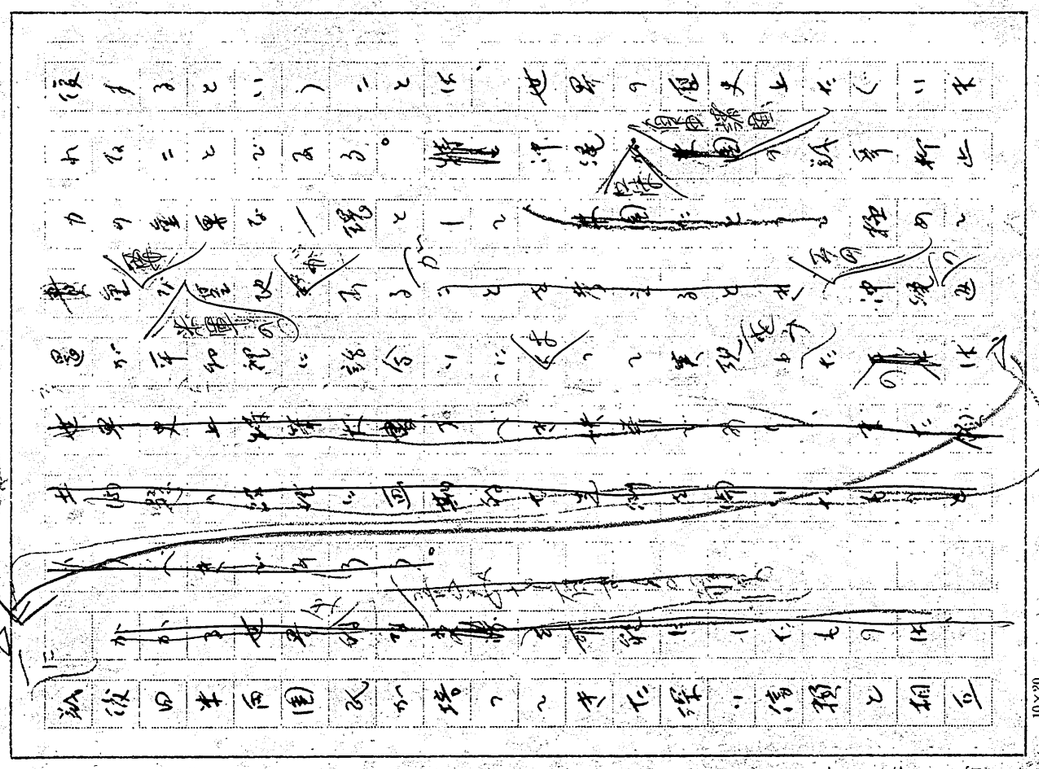

外務省 10×20

(No. 6)

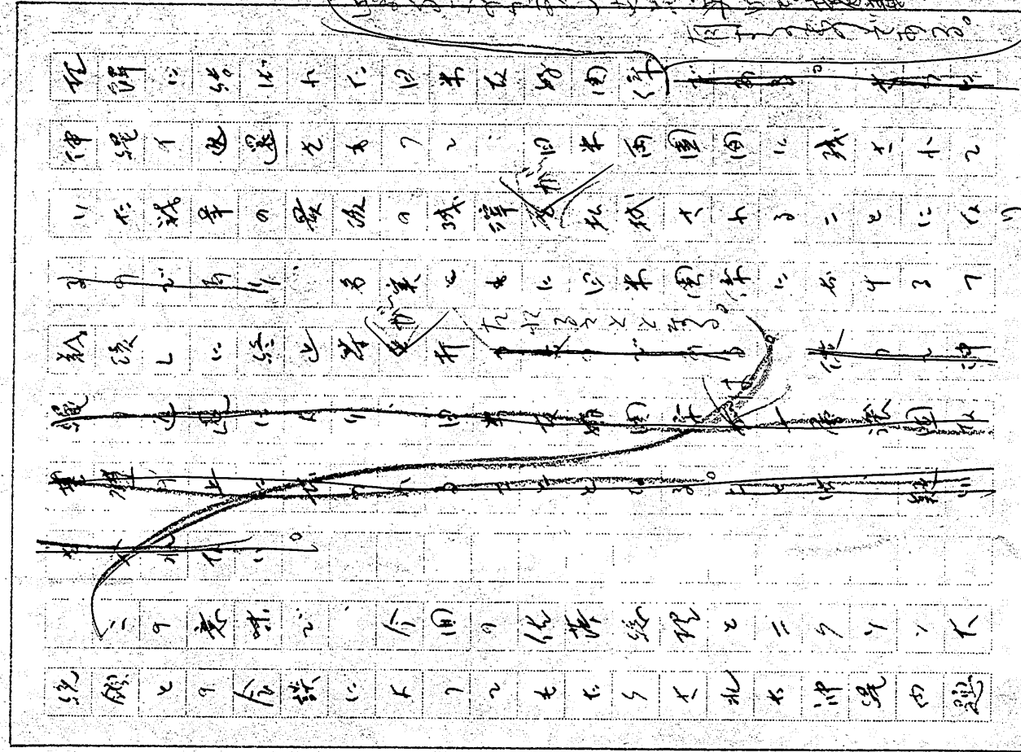

外務省 10×20

の解決は、単に日米両氏の満願の達成といい行
意味を越えて、ハルト・平和に向って日米両
国が相協力して、アジア・太平洋ひいては世
界の平和と繁栄のために努力する基礎を築い
たものといえよう。

施政権返還の大綱

今回の協議・ニクソン会談における沖縄返
還についての合意の内容は、十一月二十一日
の最終段階に発表された共同声明に示された
ように、「核抜き、本土並み、ハルトニ

年中の返還」ということである。

(1) 核抜き

共同声明に明らかなとおり、佐藤総理はニクソン大統領に対し、核兵器に対する日本国民の特殊な感情にかんがみ、日本が非核三原則を堅持する旨を説明した所以を背景とした日本政府の核兵器に関しては、沖縄の施政権返還を二年以内に実施する旨確約した。これにより、沖縄が核兵器を存在しない形で返還されることが

確定した。

昨年十二月十五日、米国政府が沖縄にある核兵器撤去メーデー日を撤去する旨発表したことは、沖縄の核抜き返還について、ソ連の領海の確約を実行に移すための米国政府の誠意あるかの第一歩といえよう。

なお、返還後の沖縄に対する核兵器の導入は、本土の場合と同様に事前協議の対象となる。米国政府の立場としてこの点を念のため確認したのが、共同声明にある「事前協議制

度に関する米国政府の立場を害することなく」と表現である。

[redacted]

沖縄に核兵器の存在を認めるかどうかの問題については、返還後の沖縄に核兵器を持ち込まない保証を求めるとすれば、本土と全く同様に非核三原則を適用することになるが、政府の方針であり、従って返還後の沖縄への核兵器導入について、米国政府が事前協議を求めてきた場合にも、[redacted]それに対する政府の立場は、本土の場合と何等異らないのである。

(ロ) 本土並み

共同声明において明らかにされているように、沖縄返還によって現行の日米安保条約及び関連取決めは、その本質はなんら特別取決めなしに沖縄に適用されることとなった。

かくて返還後の沖縄に事前協議制が全面的に適用されるのであり、いわゆる「自由使用」という事態は全くなくなる。

本土と他位協定の適用により、沖縄の米軍は本土と全く同様の立場に置かれることとなる。

従って沖縄における米軍基地の存在から派生する様々な問題は、殆んど本土と同じ立場に立って処理される。沖縄特有の問題は、本土と同様に解決されることになり、基地の整理統合についても、本土と同様に解決し得るわけである。さらに施政返還までの間に行なわれる復帰準備のための日米協議を通じて、これらの問題の合理的解決がはかられて行くことも期待される。

(三)　一九七二年中の返還

日米両首脳は、両国政府が沖縄の返還を一九七二年中に実現するため、返還協定締結交渉を直ちに開始することに合意したが、戦後二十数年米国の施政下におかれていた沖縄の本土復帰を伴う住民生活に混乱を起こすことなく実施するためには、準備期間を要すれば、一九七二年中の返還は実質的には即時返還と同じである。

~~極東の平和と安全を計ることに沖縄返還に当っては、~~

~~現在沖縄に存する米軍基地が、極東における米国の戦争遂行一環としての役割を果し~~

~~米国及び極東の安全保障に寄与している状況を~~

比較上の点から明らかなように、沖縄の返還は、核抜き、本土並み、一九七二年という沖縄県民を含む全国民の念願をかなえるものであり、日米両国の基本的立場を十分賛いた形で実現することとなったのである。

[illegible]

[illegible]

復帰準備を万全に

二十かう施政権返還についての細目を取り決める返還協定交渉が日米両国政府間で行なわれることとなるが、これと併行して沖縄の本土復帰のための準備が、本土沖縄の双方において行なわれることとなる。

戦後四半世紀にわたって、法律、政治、経

法、社会等あらゆる分野で、日本本土と異なった諸制度のもとに置かれてきた沖縄の復帰に当って、特殊な生活に慣れ、摩擦と混乱を起さないことは最も大切である。このため既に政府は格差是正を含む一体化政策によって多くの措置をとってきたが、いよいよ復帰が実現することの段階において、一層周到かつ十分に必要な準備を進め、万全を期することとともに、沖縄特殊の生活様式の安定確保の一層の促進とあいまって、復帰準備は、これら特殊性のみならず、

沖縄祭り の第一歩である。

帰国 佐藤総理も、日米交流を終えて羽田空港に帰着 ―に際して、メッセージを発し、沖縄が豊かな祭となり、また本土復帰が沖縄祭の一人一人にとり物質的にのみ偏重、精神的にも真に意味あるものとなったときに、はじめて沖縄の本土復帰に完成するとの信念の下に、沖縄の復帰準備に全力を尽すとの決意を表明したのである。

従来、復帰実現の日までは、米国は復帰と

―の沖縄の復帰は、佐藤・ニクソン両首脳が、日米両国が緊密に協議し協力することに一致し、東京の既存の日米協議委員会がその全般的責任を負うとともに、現地における新たに準備委員会を設置することに意見が一致した。この委員会は従来の日米琉球諸島委員会と異なり、日米両政府の代表の資格で行動する。

日米両政府は、それぞれ高等弁務官をもつて構成し、協議の後、諮問機関の設置について、

施政権の返還の準備に関する諸問題について、現地における調整をすること。

となるが、沖縄特有の意思が十分に反映される様、政府行政主席が総理府に参加する道が開かれている。

また、復帰実現がサンフランシスコ講和条約発効でもたらされたように、これから行なわれる返還交渉、復帰準備とともに、沖縄県民の意志を国政に十分反映するため、国政参加を早急に実現することが必要である。

むすび

沖縄の返還が実現すれば、わが国は

土は、北方領土を除いてすべて日本国民がわが国の施政下に置かれるというわが国本来の姿に立ち返ることとなる。

一方、わが国が実共に平和国家として自信と責任を果たす国家となることを意味する。

これを歴史的転換から再出発、敗戦以来の長い悪夢の様な状態に陥ったわが国が、戦後の長期にわたる思想的混乱に終止符を打ち、今やアジア諸国との真の結び付きを確保し、これから新時代に入ると

いうことである。

我が国は既に自由世界中に位する経済力を有するに至つており、その国力と国際的地位にふさわしい責任を、国際場裏において果たすことを期待されている。

ヤルタ体制、ポツダム体制、サンフランシスコの三回にわたる会談を経て、しかる後、低落後の現状はソヴィエトのナショナル・プレスティジ・ウラジミルにおいて、日米関係は沖縄も含めて戦後の時代に終止符が打たれたと言うことが出来よう。

日本が自由国と肩を並べてアジアの一員となる。

（蓄積の長期成長による）

平洋地域、ひいては全世界の平和と繁栄に貢献しうべくコアジア・太平洋時代に入ったと言説調一変。ここに一九七〇年代へ向かって、わが国の歩むべき方向が示されようとする。

（アジア諸国の国際的地位の向上）

（日本の立場）

（米国は引き続き世界の平和と繁栄に貢献すべきである。）

（信を通じ）